



三重県公報

令和6年12月24日（火）

第 578 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	人事委・教育委規則		
3	県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則	(人事委員会・教育委員会)	3
	告 示		
867	石川県における三重県県税条例の規定により延長した県税の申告等の期限の指定	(税 務 企 画 課)	11
868	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	12
869	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	12
870	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	13
871	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	13
872	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	14
873	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	14
874	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	14
875	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	14
876	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	14
877	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	15
878	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	15
879	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	16
880	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	16
881	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	16
882	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	16
883	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	16
884	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	17
885	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	18
886	土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大 気 ・ 水 環 境 課)	19
887	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	19
888	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	19
889	同伴	(同)	19
890	同伴	(同)	20

891	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	20
892	同件	(同)	21
893	同件	(同)	21
894	三重県資源管理方針の変更	(水 産 資 源 管 理 課)	22
895	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(同)	23

公 告

土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	24
林業種苗法の規定による講習会の開催	(森 林 ・ 林 業 経 営 課)	25
公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	25
同件	(同)	25

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(ス ポ ー ツ 推 進 課)	26
-----------	-------------------	----

人事委員会
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年三重県条例第五十一号）等の施行に伴い、県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和六年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 中村佳子

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則

第三号

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

（公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則第二号}）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（夜間定時制等手当） 第十一条 夜間定時制等手当は、夜間に授業を行う^{高等}学校又は中学校に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後十時後翌日の午前五時前の間において行われる業務に従事した場合に支給する。ただし、条例第二条第二項に定める教育職員には支給しない。 2 （略） 第十九条 （略） （夜間中学教育業務手当） 第二十条 夜間中学教育業務手当は、次の各号に掲げる職員が本務として夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）に係る業務に従事した場合に支給する。 一 夜間に授業を行う中学校（以下「夜間中学校」という。）に勤務する校長（本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。）又は教頭（本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。） 二 夜間中学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（常時勤務の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。） 2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。 一 前項第一号の場合 一月につき 給料月額^{の百分の八} 二 前項第二号の場合 一月につき 給料月額^{の百分の十}	（夜間定時制等手当） 第十一条 夜間定時制等手当は、夜間に授業を行う^{高等}学校に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後十時後翌日の午前五時前の間において行われる業務に従事した場合に支給する。ただし、<u>条例第二条第二項に定める教育職員には支給しない。</u> 2 （略） 第十八条の二 （略）

(特殊勤務実績簿) 第二十一条 校長は、特殊勤務実績簿(第一号様式)又は特殊勤務手当整理簿(第二号様式)を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。 第二十二条 (略) 附 則 1・2 (略) 3 条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額) 3 条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。	(特殊勤務実績簿) 第十九条 校長は、特殊勤務実績簿(別記様式)を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。 第二十条 (略) 附 則 1・2 (略)
---	--

別記様式を次のように改め、同様式を第一号様式とする。

第1号様式（第21条関係）

特殊勤務実績簿（ 手当）給与期間				年	月	日から 日まで
		職 種			氏 名	
校長の 確認	直接監督責任者の確認	月 日	勤務時間	日数、夜数、回数、時間数又は枚数	勤務の内容	備 考
		月 日	午 時 分から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
日数、夜数、回数、時間数又は枚数の計			単 価	円	手当額	円

- 注 1 この実績簿は、日額等で定められている手当について作成する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第2号様式（第21条関係）

特殊勤務手当整理簿（ 手当）				
年 月分		所 属 名		
職種	氏 名	従事日数	手当支給額	備 考
		日	円	
		日	円	
		日	円	
		日	円	
		日	円	
		日	円	
		日	円	
		日	円	
		日	円	
		日	円	
人数の計	人	手当支給額の計	円	

- 注 1 この整理簿は、月額で定められている手当について作成する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正）

第二条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^三重県人事委員会規則^四）の^三部を次のように改正する。
^三重県教育委員会規則^四（第四号）の^一

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特殊勤務手当の支給）	（特殊勤務手当の支給）
第十一条 特殊勤務手当は、<u>手当の額が月額で定められている手当（以下「月額手当」という。）</u>についてはその月の給料支給日に、それ以外の手当については一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、一の会計年度内の終りの給与期間の分については、この限りでない。	第十一条 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、一の会計年度内の終りの給与期間の分については、この限りでない。
2 <u>月額手当を支給される職員が勤務期間（月の初日から末日までの間をいう。）中において勤務をしなかつた日がある場合であつて、その日が勤務時間条例第八条の二第一項の勤務日等の二分の一を超えることとなるときは、その者に対し支給するその月分の手当の額は、日割計算とする。</u>	
3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する月額手当の額は、その額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等に対する月額手当の額は、その額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員に対する月額手当の額は、その額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u>	
4 <u>前項の職を占める職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「勤務をしなかつた日」とあるのは「勤務をしなかつた時間」と、「その日」とあるのは「その時間」と、「勤務日等」とあるのは「勤務日等」に割り振られた勤務時間等」と、「日割計算」とあるのは「時間割計算」とする。</u>	
5 <u>前各項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、給料支給の例による。</u> （特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の非常時払等）	（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の非常時払等）
第十三条の二 職員が条例第七条の規定により非常の場合の費用に充てるために特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払を請求した場合は、<u>第十一条第一項、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第五項の規定にかかわらず、その日までの分をその際支給する。</u>	第十三条の二 職員が条例第七条の規定により非常の場合の費用に充てるために特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払を請求した場合は、<u>第十一条第三項の規定にかかわらず、その日までの分をその際支給する。</u>

2 (略)	2 (略)
3 県委員会は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、 <u>第十一条第一項</u> 、 <u>第十二条第六項</u> 、 <u>前条第七項</u> 及び <u>第十三条の四第五項</u> の規定にかかわらず、人事委員会と協議して特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日を繰り上げることができる。	3 県委員会は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、 <u>第十一条</u> 、 <u>第十二条第六項</u> 、 <u>前条第七項</u> 及び <u>第十三条の四第三項</u> の規定にかかわらず、人事委員会と協議して特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日を繰り上げることができる。

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年^{二重県人事委員会規則}
^{二重県教育委員会規則} 第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第1（第3条関係）

イ 高等学校等教育職給料表

職務の級	職名
1級	高等学校及び特別支援学校の助教諭
2級	高等学校及び特別支援学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）

備考 高等学校及び特別支援学校の短大卒の教諭、短大卒の養護教諭及び短大卒の栄養教諭についての職務の級は別に定める。

ロ 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	職名
1級	小学校、中学校及び義務教育学校の助教諭
2級	小学校、中学校及び義務教育学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）

ハ 行政職給料表

職務の級	基準となる職務	職名
(略)	(略)	(略)
6級	県立学校の困難な業務を行う事務長又は市町立の小学校、中学校及び義務教育学校の調整監の職務	県立学校の大型実習船の船長（困難な業務を行うものに限る。）

備考1・2 （略）

改正前

別表第1（第3条関係）

イ 高等学校等教育職給料表

職務の級	職名
1級	県立学校の助教諭
2級	県立学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）

備考 県立学校の短大卒の教諭、短大卒の養護教諭及び短大卒の栄養教諭についての職務の級は別に定める。

ロ 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	職名
1級	市町立学校（市町立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）の助教諭
2級	市町立学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）

ハ 行政職給料表

職務の級	基準となる職務	職名
(略)	(略)	(略)
6級	県立学校の困難な業務を行う事務長又は市町立学校の調整監の職務	県立学校の大型実習船の船長（困難な業務を行うものに限る。）

備考1・2 （略）

(公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年^{二重県人事委員会規則}
^{二重県教育委員会規則} 第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(義務教育等教員特別手当の月額) 第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの（<u>第三号に掲げる職員を除く。</u>）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額 二 (略) 三 <u>条例第二十五条の三第一項に規定する職員で条例第十七条第二項第十二号の規定による特殊勤務手当（以下「夜間中学教育業務手当」という。）を支給されるもの</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間中学教育業務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額） 四 前条に規定する職員（次号及び第六号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額 五・六 (略)	(義務教育等教員特別手当の月額) 第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額</u> 二 (略) 三 前条に規定する職員（次号及び第五号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額 四・五 (略)
---	---

(公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年 三重県人事委員会規則 第五号）の一部 三重県教育委員会規則

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(特殊勤務手当に相当する報酬) 第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。<u>ただし、給与条例第十七条第二項第十二号に規定する手当に相当する報酬は、支給しない。</u>	(特殊勤務手当に相当する報酬) 第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の別記様式の規定に基づいて作成されている特殊勤務実績簿は、改正後の第一号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(定義)

- 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。
 - 一 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
 - 二 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
 - 四 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - 五 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）をいう。

(改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第十一条第三項の規定を適用する。
- 5 令和四年改正給与条例附則第五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。）第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 6 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - 一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六項
 - 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第五項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第四項

(雑則)

- 7 附則第四項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が人事委員会と協議して定める。

告 示

三重県告示第 867 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、富山県及び石川県における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長（令和 6 年三重県告示第 41 号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、不動産取得税、自動車税種別割（条例第 137 条の 6 に規定する賦課期

日後に納税義務が発生したものを除く。)、鉾区税及び県固定資産税を除き、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とします。

令和6年12月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

都道府県名	指 定 地 域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

三重県告示第 868 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和6年12月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
2470504339	訪問介護 御伽草子久居明神	三重県津市久居明神町 2133 番地 1	かぐらケアパート ナーズ株式会社	令和 6 年 2 月 29 日	訪問介護
2460290220	訪問看護ステーション にじ	三重県四日市市三滝台 4 丁目 1 の 22 ステーション サイド三滝 1 階 2 号	株式会社 TNGM	令和 6 年 9 月 30 日	訪問看護
2470506714	訪問介護サービス あずき	三重県津市垂水 392 番地	三角工業有限会社	令和 6 年 10 月 15 日	訪問介護
2472200142	有限会社 まごのて	三重県鈴鹿市長太栄町 五丁目 4 番 15 号ブラセ ール 103	有限会社まごのて	令和 6 年 10 月 31 日	訪問介護
2460790039	訪問看護ステーション「カトレ ア」	三重県松阪市山室町 690 番地の 2	医療法人松徳会	令和 6 年 10 月 31 日	訪問看護
2450780073	訪問リハビリテーションカトレ ア	三重県松阪市山室町 690 番地 1	医療法人松徳会	令和 6 年 10 月 31 日	訪問リハ ビリテー ション
2472100615	第 3 紫苑	三重県員弁郡東員町大 字六把野新田 661 番地	特定非営利活動法 人小規模多機能サ ービス宅老所紫苑	令和 6 年 10 月 31 日	通所介護
2472801097	三重外湾漁協 デイサービスセ ンター「まごころ」	三重県度会郡南伊勢町 東宮 3310 番地	三重外湾漁業協同 組合	令和 6 年 10 月 31 日	通所介護
2472701149	お茶の間デイサービスあしすと	三重県多気郡多気町油 夫 372 番地 1	株式会社ケア・ア シスト	令和 6 年 11 月 29 日	通所介護
2470204815	ヘルパーステーションこまち 四日市南	三重県四日市市采女が 丘一丁目 164 番地	社会福祉法人悠和 会	令和 6 年 11 月 30 日	訪問介護
2470505856	フラワーロード栄	三重県津市栄町 4 丁目 185 番地	有限会社共生	令和 6 年 11 月 30 日	訪問介護
2473000392	訪問介護事業所 海の家	三重県北牟婁郡紀北町 東長島 1075 番地 6	医療法人誠山会	令和 6 年 11 月 30 日	訪問介護
2473100622	みふねの杜 訪問介護	三重県南牟婁郡紀宝町 北檜杖字倉谷 30 番地	株式会社桐本商店	令和 6 年 11 月 30 日	訪問介護
2473100630	みふねの杜 デイサービス	三重県南牟婁郡紀宝町 北檜杖字倉谷 30	株式会社桐本商店	令和 6 年 11 月 30 日	通所介護

三重県告示第 869 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和6年12月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
---------------	--------	---------	------	--------------	---------------

2460290220	訪問看護ステーション にじ	三重県四日市市三滝台 4 丁目 1 の 22 ステーションサイド三滝 1 階 2 号	株式会社 TNGM	令和 6 年 9 月 30 日	介護予防 訪問看護
2460790039	訪問看護ステーション「カトレア」	三重県松阪市山室町 690 番地の 2	医療法人松徳会	令和 6 年 10 月 31 日	介護予防 訪問看護
2450780073	訪問リハビリテーションカトレア	三重県松阪市山室町 690 番地 1	医療法人松徳会	令和 6 年 10 月 31 日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション

三重県告示第 870 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いせ透析アクセスクリニック	伊勢市一之木 5 丁目 962-1	令和 6 年 12 月 1 日
とういん内科・ハートクリニック	員弁郡東員町長深 885 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
こもの心身クリニック	三重郡菰野町大字菰野 9597	令和 6 年 11 月 1 日
上里診療所	北牟婁郡紀北町上里 352 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
はぐみ歯科	桑名市大山田 1 丁目 11-3	令和 6 年 11 月 1 日
大石歯科医院 南島診療所	度会郡南伊勢町村山 1118	令和 6 年 12 月 1 日
ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局 ハート店	伊勢市御薮町長屋 2002-1	令和 6 年 11 月 1 日
宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局 うらののはし店	伊勢市常磐 2 丁目 6-27	令和 6 年 11 月 1 日
村田薬局ハロー店	鳥羽市大明西町 1-1	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局大台店	多気郡大台町佐原 457-21	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局 鵜方店	志摩市阿児町鵜方 3009-34	令和 6 年 11 月 1 日
訪問看護リハビリステーションはあちゃん 四日市	四日市市ときわ 3 丁目 6-1 ときわ事 務所 103	令和 6 年 10 月 1 日
アクア松阪訪問看護	松阪市駅部田町 319 番地	令和 6 年 11 月 1 日
訪問看護ステーション ジュエル	伊賀市桐ヶ丘 5 丁目 185 番地	令和 6 年 11 月 1 日
紀宝町訪問看護ステーション	南牟婁郡紀宝町鵜殿 1190 番地	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 871 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
志田皮ふ科	松阪市川井町股毛 483	令和 6 年 11 月 5 日
岩崎耳鼻咽喉科医院	松阪市京町 1 区 29-1	令和 6 年 9 月 30 日
増井心身クリニック	三重郡菰野町大字菰野 9597	令和 6 年 10 月 31 日
尾崎内科	志摩市阿児町神明里中 289-1	令和 6 年 10 月 31 日
大山田丹羽歯科	桑名市大山田 1 丁目 11 の 3	令和 6 年 10 月 31 日
ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	令和 6 年 10 月 31 日
宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11	令和 6 年 10 月 31 日
第一調剤（株）村田調剤薬局うらの はし店	伊勢市常磐 2-6-27	令和 6 年 10 月 31 日

第一調剤（株）村田調剤薬局ハート店	伊勢市御薮町長屋 2002-1	令和 6 年 10 月 31 日
村田薬局ハロー店	鳥羽市大明西町 1-1	令和 6 年 10 月 31 日
第一調剤（株）村田調剤薬局大台店	多気郡大台町佐原宮前 457-21	令和 6 年 10 月 31 日
第一調剤（株）村田調剤薬局鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3009-34	令和 6 年 10 月 31 日

三重県告示第 872 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人 良友会 中尾歯科 神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号第 4 不二ビル 201 号	令和 6 年 10 月 7 日
ファミリーサポート薬局海蔵店	四日市市東阿倉川 497-2	令和 6 年 10 月 1 日

三重県告示第 873 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
クリーン歯科クリニック	津市乙部 2018	令和 6 年 10 月 15 日

三重県告示第 874 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
石川 晴美	KE i ROW松阪中央ステーション	松阪市中林町 410	令和 6 年 12 月 2 日

三重県告示第 875 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
花村 忠彦	リハビリ＋訪問鍼灸マッサージこころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	名所：はなまる鍼灸治療院 施術所住所：四日市市河原田町 74	令和 6 年 12 月 5 日

三重県告示第 876 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いせ透析アクセスクリニック	伊勢市一之木 5 丁目 962-1	令和 6 年 12 月 1 日

とういん内科・ハートクリニック	員弁郡東員町長深 885 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
こもの心身クリニック	三重郡菰野町大字菰野 9597	令和 6 年 11 月 1 日
上里診療所	北牟婁郡紀北町上里 352 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
はぐみ歯科	桑名市大山田 1 丁目 11-3	令和 6 年 11 月 1 日
大石歯科医院 南島診療所	度会郡南伊勢町村山 1118	令和 6 年 12 月 1 日
ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局 ハート店	伊勢市御薗町長屋 2002-1	令和 6 年 11 月 1 日
宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局 うらののはし店	伊勢市常磐 2 丁目 6-27	令和 6 年 11 月 1 日
村田薬局ハロー店	鳥羽市大明西町 1-1	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局大台店	多気郡大台町佐原 457-21	令和 6 年 11 月 1 日
村田調剤薬局 鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3009-34	令和 6 年 11 月 1 日
訪問看護リハビリステーションはあちゃん 四日市	四日市市ときわ 3 丁目 6-1 ときわ事 務所 103	令和 6 年 10 月 1 日
アクア松阪訪問看護	松阪市駅部田町 319 番地	令和 6 年 11 月 1 日
訪問看護ステーション ジュエル	伊賀市桐ヶ丘 5 丁目 185 番地	令和 6 年 11 月 1 日
紀宝町訪問看護ステーション	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1190 番地	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 877 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
志田皮ふ科	松阪市川井町股毛 483	令和 6 年 11 月 5 日
岩崎耳鼻咽喉科医院	松阪市京町 1 区 29-1	令和 6 年 9 月 30 日
増井心身クリニック	三重郡菰野町大字菰野 9597	令和 6 年 10 月 31 日
尾崎内科	志摩市阿児町神明里中 289-1	令和 6 年 10 月 31 日
大山田丹羽歯科	桑名市大山田 1 丁目 11 の 3	令和 6 年 10 月 31 日
ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	令和 6 年 10 月 31 日
宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11	令和 6 年 10 月 31 日
第一調剤（株）村田調剤薬局うらののはし店	伊勢市常磐 2-6-27	令和 6 年 10 月 31 日
第一調剤（株）村田調剤薬局ハート店	伊勢市御薗町長屋 2002-1	令和 6 年 10 月 31 日
村田薬局ハロー店	鳥羽市大明西町 1-1	令和 6 年 10 月 31 日
第一調剤（株）村田調剤薬局大台店	多気郡大台町佐原宮前 457-21	令和 6 年 10 月 31 日
第一調剤（株）村田調剤薬局鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3009-34	令和 6 年 10 月 31 日

三重県告示第 878 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人 良友会 中尾歯科 神戸診療所	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号第 4 不 二ビル 201 号	令和 6 年 10 月 7 日

ファミリーサポート薬局海蔵店	四日市市東阿倉川 497-2	令和 6 年 10 月 1 日
----------------	----------------	-----------------

三重県告示第 879 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
クリーン歯科クリニック	津市乙部 2018	令和 6 年 10 月 15 日

三重県告示第 880 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
石川 晴美	KE i ROW松阪中央ステーション	松阪市中林町 410	令和 6 年 12 月 2 日

三重県告示第 881 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
花村 忠彦	リハビリ＋訪問針灸マッサージころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	名所：はなまる針灸治療院 施術所住所：四日市市河原田町 74	令和 6 年 12 月 5 日

三重県告示第 882 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2452200179	株式会社エヌエヌ	三重県三重郡朝日町柿 2997 番地	放課後等デイサービス U B I	三重郡朝日町柿 2997 番地	児童発達支援	令和 6 年 12 月 1 日
2450300641	株式会社ファイブフォー	三重県亀山市みずほ台 1 番地 104	放課後等デイサービス P L U S Y O U m a r i l y n	鈴鹿市算所町 1257	児童発達支援	令和 6 年 12 月 1 日

三重県告示第 883 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450800285	特定非営利活動法人まみいはんど	三重県伊勢市楠部町 510 番地 93	共生型児童発達支援つむぎ	伊勢市宇治蒲田 3 丁目 59-25	共生型児童発達支援	令和 6 年 11 月 30 日

三重県告示第 884 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410302075	株式会社ありがとうございます	三重県鈴鹿市稲生町 8962 番地 1B 倉庫	ヘルパーステーションありがとうございます	鈴鹿市阿古曾町 1 番 24 号ぷちタウンすずか 202 号室	居宅介護	令和 6 年 12 月 1 日
2410400382	株式会社 l e i サポート	三重県亀山市能褒野町 72 番地 29	ヘルパーステーションエイド	亀山市関町木崎 864 番地 1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 6 年 12 月 1 日
2410503623	合同会社暖々	三重県名張市つづじが丘北六番町 152 番地	ヘルパーすみれ	津市一志町高野字上野 160 番地 557	居宅介護	令和 6 年 12 月 1 日
2410503631	株式会社 r e b o r n	愛知県豊川市八幡町足洗 46 番地	ヘルパーステーションリボン津	津市栄町 4 丁目 271-1	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 12 月 1 日
2410702233	合同会社イノリス	三重県松阪市中万町 109 番地 12	トータルサポート わらいふ	松阪市小片野町 2586 番地 4	同行援護	令和 6 年 12 月 1 日
2410801084	合同会社くりあすとりーむ	三重県伊勢市大湊町 490 番地 74	訪問介護本舗 伊勢	伊勢市馬瀬町 1205 番地 12 エクセレント堀 102	同行援護	令和 6 年 12 月 1 日
2410302083	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 鈴鹿東磯山	鈴鹿市東磯山二丁目 33 番 23 号	短期入所	令和 6 年 12 月 1 日
2410503656	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 津白塚町	津市白塚町 2346-1	短期入所	令和 6 年 12 月 1 日
2410702282	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 松阪清生町	松阪市清生町 448-1	短期入所	令和 6 年 12 月 1 日
2411200872	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 伊賀西明寺	伊賀市西明寺 2343-1	短期入所	令和 6 年 12 月 1 日
2411300805	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 名張東田原	名張市東田原 2662	短期入所	令和 6 年 12 月 1 日
2410302091	合同会社ミルト	三重県鈴鹿市算所三丁目 9 番 41 号	ミルト鈴鹿	鈴鹿市算所三丁目 9 番 41 号	就労継続支援 B 型	令和 6 年 12 月 1 日
2410503300	合同会社 B e l i e v e	三重県鈴鹿市寺家二丁目 12 番 22 号	S e n s e	津市安濃町妙法寺 873-5	就労継続支援 B 型	令和 6 年 12 月 1 日
2410503649	有限会社ふるかね屋	三重県津市野田 21 番地 419	いどばた食堂	津市野田 162 番地 4	就労継続支援 B 型	令和 6 年 12 月 1 日
2410801225	合同会社あさひワーク	三重県伊勢市船江二丁目 2 番 1 号	あさひワーク伊勢	伊勢市船江二丁目 1-4	就労継続支援 B 型	令和 6 年 12 月 1 日
2420202125	株式会社中島工業	三重県四日市市笹川七丁目 43 番地	スマイルビレッジ	四日市市桜新町 2 丁目 187 番 1 号	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日
2420301703	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム鈴鹿東磯山	鈴鹿市東磯山二丁目 33 番 23 号	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日

2420502987	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム津白塚町	津市白塚町 2346-1	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日
2420701944	株式会社りのあいな	三重県松阪市郷津町 251 番地 7	障がい者グループホーム りのあ	松阪市久保町 1422 番地 8	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日
2420701951	株式会社アクアメディカル	三重県松阪市伊勢寺町 481 番地 6	グループホーム アクア五反田	松阪市五反田町 2 丁目 1326 番地 5	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日
2420701969	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム松阪清生町	松阪市清生町 448-1	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日
2421200631	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム伊賀西明寺	伊賀市西明寺 2343-1	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日
2421300597	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム名張東田原	名張市東田原 2662	共同生活援助	令和 6 年 12 月 1 日

三重県告示第 885 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410201731	社会福祉法人悠和会	三重県四日市市中部 17 番 11 号	ヘルパーステーションこまち四日市南	四日市市采女が丘 1 丁目 164 番地	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	令和 6 年 11 月 30 日
2410302034	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 鈴鹿東磯山	鈴鹿市東磯山二丁目 33 番 23 号	短期入所	令和 6 年 11 月 30 日
2410503466	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 津白塚町	津市白塚町 2346-1	短期入所	令和 6 年 11 月 30 日
2410702241	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 松阪清生町	松阪市清生町 448-1	短期入所	令和 6 年 11 月 30 日
2411200849	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 伊賀西明寺	伊賀市西明寺 2343-1	短期入所	令和 6 年 11 月 30 日
2411300763	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 名張東田原	名張市東田原 2662	短期入所	令和 6 年 11 月 30 日
2410300897	合同会社ミルト	三重県鈴鹿市算所三丁目 9 番 41 号	ミルト鈴鹿	鈴鹿市算所三丁目 9 番 41 号	就労継続支援 A 型	令和 6 年 11 月 30 日
2420301695	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム鈴鹿東磯山	鈴鹿市東磯山二丁目 33 番 23 号	共同生活援助	令和 6 年 11 月 30 日
2420502961	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム津白塚町	津市白塚町 2346-1	共同生活援助	令和 6 年 11 月 30 日
2420701928	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム松阪清生町	松阪市清生町 448-1	共同生活援助	令和 6 年 11 月 30 日
2421200615	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム伊賀西明寺	伊賀市西明寺 2343-1	共同生活援助	令和 6 年 11 月 30 日
2421300589	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム名張東田原	名張市東田原 2662	共同生活援助	令和 6 年 11 月 30 日

三重県告示第 886 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 形質変更時要届出区域
三重県伊勢市竹ヶ鼻町字潮満 100 番地の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

三重県告示第 887 号

農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 27 年 3 月 16 日 第 59 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社小林農産	代表取締役 小林 光男	三重県多気郡明和町大字金剛坂 690

- 3 変更内容
農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
谷脇 渉	もみ、玄米、大豆、小麦	K242002492

三重県告示第 888 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、津市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 889 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 890 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 891 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 892 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月24日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第2

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市・南牟婁郡御浜町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

熊野市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 893 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月24日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡大紀町・度会郡南伊勢町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに志摩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第894号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第9項の規定により、三重県資源管理方針（令和2年三重県告示第836号）を令和6年12月16日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表します。

令和6年12月24日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更した。

変 更 後	変 更 前
第1～第7 （略）	第1～第7 （略）
第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」から「別紙1-8かたぐちいわし太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われてい	第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」から「別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われて

いものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙 2-1 かつお(中西部太平洋条約海域)」に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針は「別紙 3-1 いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」から「別紙 3-18 さるえび三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1-1) ～ (別紙 1-7) (略) (別紙 1-8)	いないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙 2-1 かつお(中西部太平洋条約海域)」に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針は「別紙 3-1 いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」から「別紙 3-18 さるえび三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1-1) ～ (別紙 1-7) (略)
<u>第 1 特定水産資源</u> <u>かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 及び第 3 において同じ。)</u> <u>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>1 三重県かたくちいわし漁業</u> <u>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</u> <u>① 水域</u> <u>②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域</u> <u>② 対象とする漁業</u> <u>三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業(三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)</u> <u>③ 漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</u>	
<u>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を三重県かたくちいわし漁業区分に配分する。</u>	
<u>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす(かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</u>	
<u>第 5 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。</u> (別紙 2-1) (略) (別紙 3-1) ～ (別紙 3-18) (略)	(別紙 2-1) (略) (別紙 3-1) ～ (別紙 3-18) (略)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間）におけるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）
現行水準
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県さんま漁業	現行水準

第 2 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量
現行水準
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まあじ漁業	現行水準

第 3 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量
10,900 トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まいわし中型まき網漁業	5,330 トン
三重県まいわし機船船びき網漁業	3,390 トン
三重県まいわしその他漁業	現行水準

第 4 かたくちいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量
92,000 トンの内数
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県かたくちいわし漁業	92,000 トンの内数

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、中勢用水土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

亀山市役所産業環境部農林振興課農林施設グループ（亀山市本丸町 577 番地）

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく講習会を次のとおり開催します。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
令和 7 年 2 月 6 日（木）	午前 10 時から午後 5 時まで	津市白山町二本木 3769-1 三重県林業研究所 アカデミー棟 小教室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）
- (2) 手数料及び納付方法
生産事業者講習手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限
令和 7 年 1 月 23 日（木）午後 5 時まで
- (4) 提出場所
住所地を所管する各農林（水産）事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。
（交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。）
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還できません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話 059-224-2563）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

2 作業期間

令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 3 月 10 日まで

3 作業地域

桑名市長島町千倉

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和6年10月30日から令和7年1月27日まで
- 3 作業地域
桑名市大字西別所

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年12月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 サッカー・ラグビー場屋外トイレ設置 一式 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和6年10月17日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県鈴鹿市神戸2丁目3番34号
株式会社トータルプランニング 代表取締役 田中 一也 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 64,500,000 円
契約金額 70,950,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和6年8月30日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
